

平成 29 年 9 月 4 日

各位

相双五城信用組合
理事長 梅澤 国夫

平成 29 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

当信用組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、平成 29 年 3 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

記

1. 実施体制の整備

(1) 相談機能の強化

- ・ 原発事故に伴い避難されているお取引先への対応のため、会津若松市、二本松市に相談所を継続運営し、復旧・復興に係る相談業務及び預金業務の取扱いを実施しております。特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の事業者及び住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、営業店としての全ての業務を行いお客様の利便性及びサービスの向上を図るため、平成 25 年 3 月にいわき相談所から支店に格上げし、いわき支店として営業を行っております。
- ・ 窓口営業時間に来店困難なお客様のために、本店、原町支店、岩沼支店にて、月 2 回顧客利便性向上の観点より休日融資相談会を実施していましたが、お客様より、全店にて開催して頂きたいとの要望を受け、平成 28 年 10 月より、相談所を除く全店舗にて、毎週火曜日午後 5 時～午後 7 時までの夜間融資相談会を開催しております。

更に、福島県エリアの相馬西支店及び宮城県エリアの亘理支店で体制の整備を行い、平成 29 年 4 月よりフルバンク機能を併用したローンセンターとしての営業をスタートし、又、ローンセンターによる月 1 回の日曜日における休日融資相談会を実施しております。

当該サービスにより、通算して平成 29 年 5 月現在 730 件のご相談を受け 204 件に対しご融資をしております。

(2) 地域に密着した営業戦略の実践

津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも引き続き発生していることから、被災した個人の方々への個別訪問活動を実施するほか、事業者の方々へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（集金等を行わず開拓に特化）として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進しております。

地域別の震災復興状況に合わせ、平成 28 年 5 月までは休日融資相談会とともに、被災者支援や地域に密着した営業基盤構築のため事業所や個人宅（他店舗職員の

応援によるローラー活動)の訪問を図り活動を実施していましたが、平成28年10月より、休日融資相談会の代わりに、住宅ローン・事業資金等の資金需要に対応する為に毎週火曜日に夜間融資相談会の実施、更に平成29年4月よりローンセンターによる月1回の休日融資相談会を実施しております。

2. 具体的な取組み

(1) 被災者への信用供与等の状況(平成29年5月末現在)

- ・ 被災者向けの新規融資実績 869先/24,308百万円
- ・ 貸付条件の変更実績 634先/14,553百万円
- ・ 約定弁済の一時停止実績(賠償金等による完済又は条件変更による正常化により、一時停止しているお客様は無くなりました。)

(2) 震災復興に向けた商品の提供

福島県の公的支援制度融資である「ふくしま復興特別資金」などの取扱いのほか、プロパー商品として「そうごしんくみ復興特別資金」などを開発し、平成29年5月末までに、189件、4,156百万円の融資を実行しております。

(3) 事業再生・事業承継へ向けての支援

- ・ 当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士に加え、税理士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センター」、「福島県・宮城県の各よろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構」からの各種専門家派遣等の連携のほか、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、更には事業承継支援を図るべく取り組んでおります。

更に、「オールふくしまサポート経営支援事業」に関する連携会議に職員を参加させた他、2回開催された「しんくみ経営セミナー」に各1名参加、認定支援機関研修会に1名参加、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」に2名参加させ、地域事業者支援の為に連携強化に取り組んでおります。

(4) 「地方創生」への積極的参画

地方公共団体による「地方創生」事業へ積極的に参画することし、当組合営業店が所在する自治体(相馬市、蔵王町、新地町、亘理町、岩沼市)と「包括的連携協定書」を締結し、「健康応援定期預金」「子育て支援定期積金」などの商品を取扱い「地方創生」事業への参画に取り組んでおります。

(5) 外部機関との連携による対応

地域復興に向け設けられた各種機関と連携し活用を推進するとともに、私的整理ガイドライン等に基づく対応などにつきましても、弁護士や税理士とも連携しながら、お客様の意向等を考慮のうえ積極的に利用を勧奨するなど対応を図っております。

➤ 「福島産業復興機構」…5先について支援実施(うち4件買取、1件当信用組合で独自支援)

➤ 「東日本大震災事業者再生支援機構」…3先について買取完了、1先について当信用組合での支援を実施しております。

➤ 「私的整理ガイドライン」…2先については弁済計画書に同意済・弁済継続

(6) 被災者への主な支援事例

【事例1】収益力改善に取り組む中小企業支援

当信用組合のメイン取引先であるG社(サービス業)について、人員不足により受注高が思うように上がらず、人員確保の為に相談を受け、ホー

ホームページを作成しての採用案内等掲載を提案、その後「福島県産業振興センター」へ連携支援を依頼して同センターの担当者と帯同訪問を実施し、ホームページ作成の支援を実施しホームページを立ち上げ運用しており、現在も収益改善に向け支援の継続中であります。

【事例2】被災地の中小事業者への経営支援

当地域の共通の悩みである従業員不足から入所者を増やせず、当初事業計画との乖離が拡大していた当信用組合取引先であるT事業者（福祉介護関係）から、震災後の借入金について、元金返済猶予の相談を受けました。

返済条件の見直しには経営改善計画書が必要ですが作成に時間を要することから、当信用組合では福島県産業復興相談センターを通じて「福島県中小企業再生支援協議会」と連携し、同協議会の支援により「暫定計画書」とそれに基づく暫定返済計画を提出していただき、平成28年9月に当面の返済を緩和する条件変更を実施し、その後、平成29年2月に経営改善計画書が完成し3年間の元金返済据え置きによる条件変更を実施致しました。

※実施状況の詳細については、別紙「特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書」（平成29年6月）をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 TEL：0244（36）5561

以上